

下松市建設工事の入札に係る設計違算に関する 疑義の申立て手続取扱要領の制定について（お知らせ）

令和5年8月1日
技術監理課長

下松市が発注する建設工事では、競争入札による契約において設計違算に関する疑義があるときは、下松市設計違算に関する事務取扱要綱に基づき疑義の申立ての取扱いを行うこととしました。ついては、「下松市建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義の申立て手続取扱要領」の運用を令和5年10月1日から入札公告又は指名通知をする工事から適用しますのでお知らせします。

記

1. 申立ての対象となるもの

建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義の申立ては、入札を執行する工事（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。）のうち、請負対象設計額が1,000万円以上の工事とし、入札後に公表する金額入り工事積算内訳（金額及び数量が記載された工事積算内訳をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義を申立ての対象とします。

〈申立ての対象外のもの〉

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (6) 単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの
- (7) 工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの
- (8) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (9) その他積算疑義の申立て対象外として判断されるもの

2. 積算疑義申立てを行うことができる者

積算疑義申立てを行うことができる者は当該工事の入札に参加した者としませんが、無効の入札をした入札者及び失格者、辞退をした者については、金額入り工事積算内訳の閲覧および積算疑義申立てはできません。

3. 積算疑義申立て手続の流れ

【落札決定の保留】

積算疑義申立てにより違算が判明する場合があるため、開札後、直ちに落札決定はせず、積算疑義申立て期間中は落札決定を保留します。技術監理課は入札結果として保留を明示し、各参

加者の応札額は非公表としたものを公表します。あわせて、有効となった応札の最低金額も公表しますので入札参加者に確認してもらいます。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義申立ての対象とはしないで、落札決定を行います。

- (1) 入札参加者の全てが同額で入札をした場合であって、その額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札（その場でくじ引きも行います）
- (2) 入札参加者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札

【工事積算内訳書の閲覧】

金額入り工事積算内訳は入札保留後に設計を所管する課で閲覧により公表します。金額入り工事積算内訳の確認は、金額入り工事積算内訳閲覧請求書（別記第1号様式）を設計を所管する課に持参して提出することにより、窓口で閲覧することができます。写しの交付はありません。閲覧できる対象者は、入札参加者に限ります。無効の入札をした入札者及び失格者、辞退をした者については、閲覧及び積算疑義申立てはできません。

内訳のレベルは土木系工事では工事工種体系の「レベル3」までのもの、営繕系工事では「科目及び中科目」までのものとします。

【積算疑義申立て方法】

積算疑義がある場合は、開札日を1日目として3日目（本市の休日を除く）の午後4時までに設計を所管する課へ「積算疑義申立て書」（別記第2号様式）を持参してください。（郵便・FAX等は不可とします。）

なお、疑義内容については具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※積算疑義申立て期間終了後の疑義申立てについては受付を行いません。

【積算内容申立て期間終了後の対応】

● 積算疑義の申立てがなかったとき

落札者を決定し、入札事務を続行します。

低入札価格調査制度対象工事の場合は調査を開始します。

● 積算疑義の申立てがあったとき

積算疑義申立て者への回答は、設計を所管する課から「積算疑義申立て回答書」（別記第3号様式）により通知します。

⇒積算内容に誤りがなかったとき

落札候補者又は落札者を決定します。

⇒積算内容に誤りがあったとき

原則として入札を中止します。また、全ての入札参加者に対して入札の中止を「入札の中止について」（別記第4号様式）により通知します。

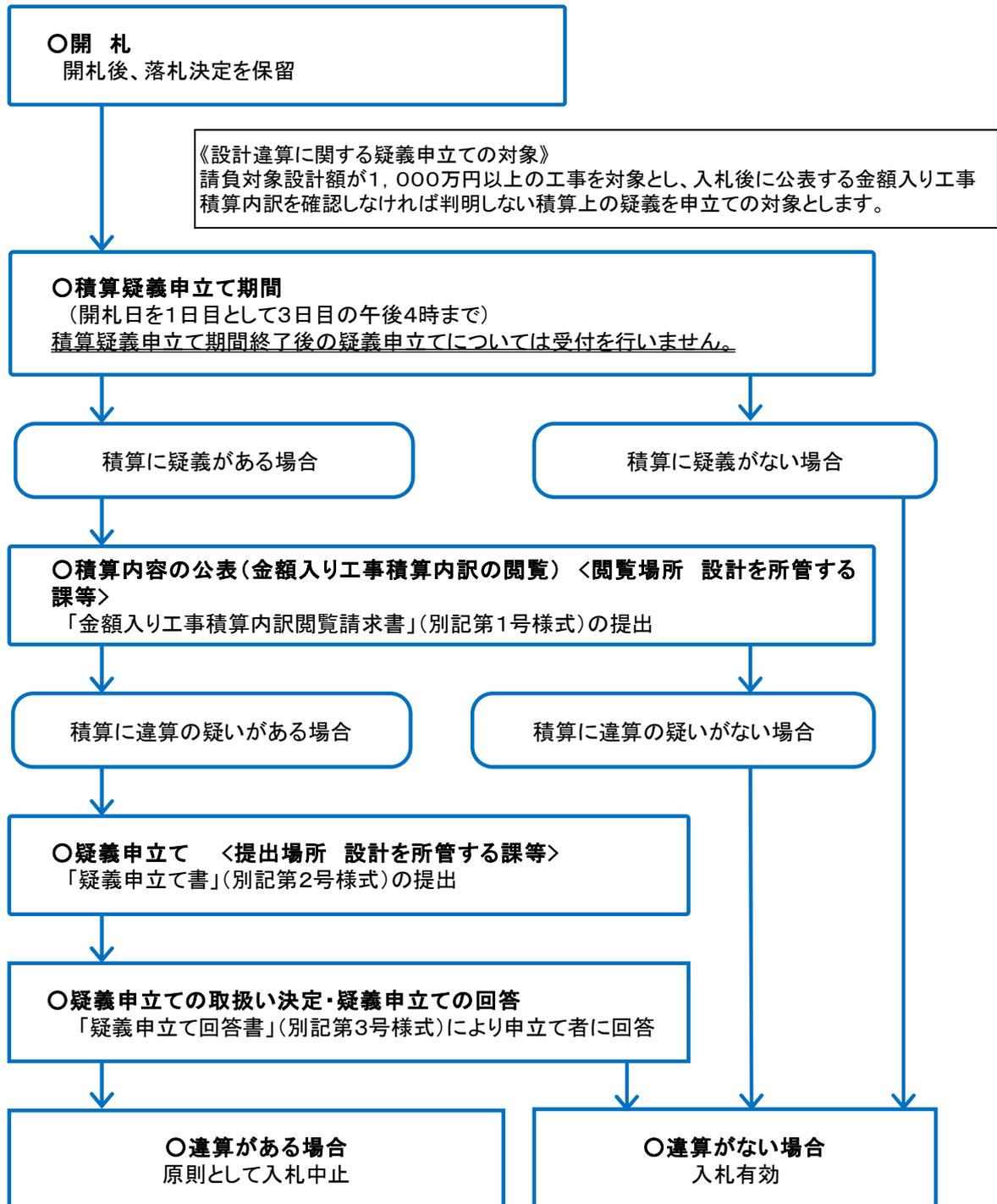
4. 施行期日

令和5年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用します。

以上

下松市建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義の申立て手続きの流れ

「下松市建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義の申立て手続き取扱要領」に基づき、落札保留期間の手続きを次のとおりとします。



※落札候補者が2者以上ある場合は、積算疑義申立て期間終了後にくじ引きを行います。
(全て同額応札の場合は、開札後その場でくじ引きを行います。)

※低入札価格調査対象案件については、積算疑義申立て期間終了後に低入札価格調査を行います。

※様式は市・上下水道局ホームページからダウンロードできます。